

「官報電子化の基本的考え方（案）」等に関する意見募集の結果について

令和5年9月28日

内閣府大臣官房総務課官報電子化検討室

内閣府では、「官報電子化の基本的考え方（案）」等に関し、御意見を募集しました。
提出された御意見について、下記のとおり概要をまとめましたので、お知らせいたします。

記

1. 意見募集期間

令和5年7月14日（金）から同年7月31日（月）まで

2. 意見提出方法

インターネット上の意見募集フォーム、電子メール、郵送

3. 意見提出者数

91 者

4. 寄せられた御意見数

326 件

5. 寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方

別紙のとおり

※ 御意見は、取りまとめの都合上、適宜要約及び集約しています（したがって、別紙の項目数と上記意見数は一致しません。）。

※ 提出意見そのものにつきましては、内閣府（中央合同庁舎8号館）において閲覧が可能です。

6. お問い合わせ先

内閣府大臣官房総務課官報電子化検討室 意見募集担当

電話：03-5253-2111（内線：30956）

官報電子化の基本的考え方（案）等について寄せられた御意見とそれに対する考え方

※お寄せいただいた御意見は、複数の内容が含まれる場合は意見を分割して整理し、類似の意見は適宜要約するなどして、まとめて記載しています。

※「御意見に対する考え方」に記載した報告書案の項目やページ数は、意見募集時の報告書案のものです。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
第2章 電子官報の発行に関する基本的事項		
1 インターネットを利用した方法による官報の発行について		
1	紙の官報は存続すべきであると考えます。新聞も書籍も電子では読めません。日本語は活字を紙ベースで読んでこそその文化です。明治から存続する伝統とも言える官報は紙であるからこそ味があるのです。改行にまで気を使ったレイアウトは諸外国のそれとは違うような気がします。電子化は時代の流れとしてやむを得ないと思います。しかし紙の文化を存続することを切に希望します。	頂いた御意見は今後の施策の検討に当たり参考とさせていただきます。なお、報告書案第2章の3「インターネットを利用することができない者への配慮」において、「官報記録事項記載書面（紙媒体）を送付する措置」及び「官報記録事項記載書面を交付する措置」をとることを記載しています。
3 インターネットを利用することができない者への配慮		
2	販売所の負担をなくし、国立印刷局本局へ「官報記録事項記載書面」請求ができるよう整備すべきである。オンライン請求（電子納付）及び郵送請求（定額小為替で手数料納付）に対応すれば問題はない。P.19の3.（2）案に賛成する。 官報販売所においても、官報記録事項記載書面交付請求ができるとなおよいと考える。 上場会社の招集通知に関して、電子提供措置制度（会社法第325条の2）が始まったが、書面交付請求者はわずか0.2～0.3%程度であり、書面請求を多くの者が請求するとは考えにくい、配慮は必要だと考える。 また、特定の場所における閲覧は、既に官報検索サービスが都道府県立図書館や政令指定都市の市立図書館に導入されているため、現状でも何ら問題はないと考える。	報告書案第2章の3では「インターネットを利用することができない者への配慮」の方針を記載しているところ、当該方針に従って、具体的な措置の実施方法を検討するに当たっては、頂いた御意見も参考とさせていただきます。
3	インターネット版官報及び官報検索サービス(有料)は、発行日において、電子署名が2年以上3年以下の有効期間となっている。タイミングにより官報の電子署名の有効期間が切れていて、行政手続に利用できない場合が想定される。3年以上前の官報はその時点で電子署名の有効期間が切れている。 そのような場合の救済措置として、「官報記録事項記載書面」に効力があれば、より過去の官報の利用性が高まるため、電子官報と同一性の確保（正本相当）を担保していただきたい。	報告書案62頁に記載のとおり、現在の「インターネット版官報」の公開期間（90日）は、官報を提出すべき申請において必要な期間を考慮して設定しており、官報を電子化した場合も同期間を閲覧・頒布期間とするため、申請手続に必要な電子署名の有効期間は確保されているものと考えています。 なお、官報記録事項記載書面の提出については、官報を提出すべき申請において、官報記録事項記載書面を提出することができるよう、電子官報と官報記録事項記載書面の同一性の確保を徹底するとともに、当該申請手続を担当する行政機関等において処理できるようにすることが必要であると考えています。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
4	官報記録事項記載書面には発行日時（時間）は掲載されるのか？	官報の発行時刻はインターネット上で公開し、官報記録事項記載書面に掲載することは想定していませんが、いずれにせよ、官報の発行時刻が記録として残ることで、国民生活における法的関係をより明確にすることに資すると考えています。
5	（「(2)官報記録事項記載書面を送付する措置」について） 全国の公共図書館においては、利用者向けのインターネット環境の整備が十分とは言えない館も少数ではあるが存在する。そうした館の利用者や閲覧環境が備えられた場所に赴くことが困難である者が、官報記録事項記載書面の送付を依頼する場合に、求める事項の掲載箇所の確認に困難をきたす場合が想定されるため、掲載箇所の確認ができるような手段を提供していただきたい。 さらには、従来図書館等で紙の官報を閲覧し、情報を得ていた利用者が、閲覧に一定の手数料が必要となったり、電子化した官報を閲覧できる環境を用意することなく、誰もが自由に情報を得ることができるように、また、図書館においても利用者に官報をこれまで同様に提供できるように、できる限りの手段を講じていただきたい。	電子化した官報の発行に当たっては、インターネットを利用して無料で官報を閲覧することができるようにするとともに、インターネットを利用することができない者であっても、全国の様々な施設において無料で官報の内容を閲覧することができるようにするための措置を講じてまいります。また、官報記録事項記載書面の送付その他官報を国民が閲覧することができる状態に置く措置の方法については、頂いた御意見も参考に、具体的な実施の方法を検討いたします。なお、公立図書館における取組については、それぞれの図書館の運用を尊重することが重要であると考えており、その上で、内閣府としてはできる限りの支援等を行ってまいりたいと考えています。
第3章 官報電子化に伴う官報掲載事項の考え方		
1 法令の公布		
6	法令の公布は、従来通り紙媒体による方法を正式な周知擬制方法とすべきである。なぜなら、刑法など国民の権利利益に制約を加える基本的法規範の周知擬制については、公に示された時点の確定に疑義が生じることは絶対に防ぐべきであるからである。 他方、告示に関しては、細目的な規律であることが多いこと、あるいは官庁や公的機関の事務的報告などであること、告示項目は膨大であることなどから、電子化に賛成する。 法令の公布は紙媒体の「官報」、その他の告示は電子化した「電子官報(仮称)」というように、2本立ての制度に改めるべきである。	報告書案第3章の1(3)に記載のとおり、官報の電子化に当たっては、官報の発行が行われた時刻を記録し、当該時刻を公開する措置をとるため、御指摘の「公に示された時点の確定に疑義が生じる」事態は生じないものと考えています。
第4章 官報電子化に伴い生じ得る課題への対応		
I 改変等の予防のための措置		
1 サイバーセキュリティ対策		
7	情報セキュリティに関する信頼への不安や誤った情報の確認に対して、国民は無力です。情報セキュリティに関する記述も心もとなく、どの会社のシステムを導入するのかによって、見えない部分で不正利用されてしまうのではないかと心配です。省庁間での実務レベルですり合わせを含めしっかりとした検討をお願いします。	頂いた御意見は今後の施策の検討に当たり参考とさせていただきます。なお、不正アクセス等による情報改変への対策として、「現在においては、国による認定制度に基づく運用がなされている電子署名及びタイムスタンプを活用することとし、将来においては、適宜見直し、その時点において最適な技術を採用すること」（報告書案46頁）としています。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
8	(46頁20～24行目) 「技術中立化」の指摘は、大変重要な考慮事項と考えます。これまでの公的機関の様々なデジタルな事業の経験知を生かした、適切な指摘と評価しました。	御賛同意見として承ります。
2 官報の改変を検知するための措置		
9	「官報に記録された情報について改変の有無を確認することができる措置をとることにより、仮に改変が行われた場合にその旨が明示されるようにする。 このための技術として、現在においては、国による認定制度に基づく運用がなされている電子署名及びタイムスタンプを活用することとし、将来においては、適宜見直し、その時点において最適な技術を採用することとする。」とされている点について、賛成する。 ただし、電子署名やタイムスタンプに係る電子証明書の有効性につき、容易に検証を実施できる環境とすることを求める。 【理由】 考え方47頁では「官報の発行に関する事務を実施する機関は、官報に記録された情報について、改変の有無の確認方法等を、あらかじめ国民に周知する。また、改変された場合に、そのことをより容易に認識できる表示の導入等を検討する。」としているが、改変の有無につき、国民への周知を図るとともに、国民が特段の措置を講じなくても、容易に電子証明書の有効性を検証することができ、かつ、改変されていないことを確認することができるための整備を行うことが重要である。 現在のインターネット版官報では、PDFに対し、電子署名及びタイムスタンプが付されている。そして、いわゆるA A T Lに登録された電子証明書を活用しているため、国民は、特段の措置を講じなくても電子証明書の有効性を検証することが可能である。 仮に、現在のインターネット版官報に、何らかの改変行為がなされたとしても、電子署名の改ざん検知機能により、どこがどのように改変されたのか、一見して明らかとなる措置が講じられている。 もっとも、特定のソフトでなければ、電子証明書の有効性を検証することができないという事象も見受けられる。 そのため、さらなる利便性向上の観点から、より容易に電子証明書の有効性検証を実施できる環境を整えることを要望する。 電子証明書の有効性検証やデータの改変の有無の確認が、特定のソフトの活用や特定のウェブサイトの経由を求められることになると、不測の事態が生じるおそれがある。そのため、上記要望を達成することにより、考え方57頁にて示される「改変された官報の情報を信じて行動した者の保護の在り方」についても、十全な対応を取ることができるものと考えます。	官報に記録された情報について改変の有無を確認することができる措置について、当面は、電子署名及びタイムスタンプを活用することとしていることから、官報を閲覧した者が電子証明書等の有効性の検証をすることができるよう、官報を掲載するウェブサイト当該検証機能を有する無料のソフトウェア（Adobe Acrobat Reader）の利用を推奨することを明記するなど、適切に対応してまいります。 いずれにしても、当該措置については、将来において適宜見直し、その時点において最適な技術を採用してまいりたいと考えています。
II 電子官報が発行できない場合の措置		
10	官報は、法令や法的効果を生じさせる告示・公告等が掲載され、その掲載日が重要な意味を持つことがある。サイバー攻撃や通信障害等の場合の電子官報が発行できない場合の代替措置について十分な対策とその周知を求める。	「代替措置」については、報告書案第4章のII「電子官報が発行できない場合の措置」において、「十分な対策とその周知」を行うこと等の旨を記載しているところです。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
Ⅲ 通信障害等が生じた場合等の効果の考え方		
3 官報の発行が予定していた日より遅れた場合の考え方		
11	通信障害等が発生したこと等により、官報の発行が予定されていた日より遅れる事態が生じた場合の公告期間の救済措置を設けるべきである。 【理由】 現時点で電子官報が通信障害等により予定どおりに発行されない事態は、現行制度における官報が予定どおり発行されない事態と比して、起こりうる可能性は高いと思われる。 一方で、実務において債権者異議申述手続を掲載した官報による公告（以下「債権者異議公告」という。）を法定される期間に余裕なく行うことは少なくない中、官報の発行が予定されていた日より遅れる事態が生じた場合には法的効果に影響を及ぼすことになる。 以上を踏まえ、「【補足】官報の発行が予定していた日より遅れた場合の取扱い」を斟酌しても、遅れた期間が一定の割合を超えなければ法的効果に影響を及ぼさないとすることの不都合等をさらに検討するのが相当であると考えます。	代替措置として書面版官報の発行を行う場合については、「当初の電子官報の発行を予定していた日に書面版官報が発行されることが適当」（報告書案50頁）であり、官報を発行する機関においては「代替措置をその日のうちに行うよう、体制を構築しておくことが基本」（報告書案58頁）となるため、官報の発行が予定していた日より遅れる事態が生ずる可能性は非常に低いものと考えております（現在運用している「インターネット版官報」についても、その運用が開始された平成11年以降、予定していた日に掲載することができなかったことはありません。）。 その上で、万一、官報の発行が予定していた日より遅れた場合の取扱いについては、それぞれの制度ごとの合理的な解釈、運用を踏まえつつ、通知者・被通知者の利益を衡量して個別具体的に判断することが適当であると考えています。
第5章 電子官報の運用・管理に関する事項		
I 閲覧・頒布期間		
1 電子官報の閲覧・頒布期間の考え方		
12	閲覧期間を90日に限定しているが、プライバシーに関係するおそれのある事項のみとすべき。行政活動の根拠となる法令関連の情報については重要なアーカイブ資料であるとともにDX戦略の重要な資料とすべき期限の制限を設けないか、20年程度の十分長い期間とする、あるいは国立国会図書館などと連携したオンライン公開の方向を策定するのが適切。既存の民間による官報情報提供サービスは充実した横断検索やAI活用した調査など付加価値を提供することで、競争原理に従い生き残ってゆくのが健全であり、過度の事業配慮は過保護となりかねない。	電子官報の閲覧・頒布期間は、当面の間は90日間とすることとしています。報告書案64頁に記載のとおり、法令（訓令を含む。）等の長期的に公開することが望ましいものについては閲覧・頒布期間終了後も情報提供を行うこととしており、いわゆる法規たる性質を有する告示についても長期的な情報提供を検討しています。なお、当該情報の提供においては、「必ずしも官報に記録された情報の全部が提供されるわけではなく、プライバシー情報を削除するなどの編集が加えられる」ことを報告書案64頁に記載しているところです。
13	デジタル化において、いったん公開されたものを発信元が制御できるものではないので、期間制限はナンセンス。インフラ側のリソース問題が許す限り長期間とすべき。	
14	あまりにも検討・実現が遅れた側面はありますが、電子化されること自体は喜ばしいことと思います。ただし、閲覧・頒布期間が従前と変わらず90日間では実質何も変わらないのではないのでしょうか。プライバシーへ配慮すべき内容を含むようなものは、そもそも国民に広く周知すべき法令等の周知とは（少なくともファイル上は）分けるべきであり、その点が今回の検討では何も前進していないように見受けられます。	

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
15	報告書案(61頁)で指摘されているとおり、全ての記事について閲覧・頒布期間を永続的にすることは、プライバシーの配慮の観点から好ましくない。この点、報告書案(63頁)は、「具体的な閲覧・頒布期間については、国民が官報の情報を受けるための合理的な期間を下らない範囲において、適時適切に定められるようにすることが妥当であると考えられる。」とするが、所在等が不明な者の通知手段のための公示・公告や利害関係人の告知のための公告については、広く「国民」がではなく「当該通知を受けるべき者」又は「利害関係人」が情報提供を受けるために必要な期間を基準に考えるべきである。他方で、当該事実について、プライバシーの配慮のために閲覧・頒布の期間を限定すべき必要性の程度等も考慮した上で、具体的な閲覧・頒布期間を検討すべきである。	閲覧・頒布期間については、報告書案60頁に記載の「一般国民が官報を閲覧し、又は入手し得る仕組みの構築に当たっては、現在の紙の印刷物である官報の場合と同様に、一定期間を通じて、真正な情報が記録された官報を閲覧し、又は入手し得る状態に置く必要がある」との考え方に基づき、様々な事項が掲載された一体のものとしての官報の普及の在り方として、一般国民が官報を閲覧し、又は入手し得るための期間として設定することを考えています。当該期間の設定については、報告書案61頁において、プライバシーへの配慮の観点も考慮することを記載しているところです。なお、電子化後の官報の発行においては、インターネットを利用することができない者に対する配慮の点から、当該期間と同じ期間、(現在の紙の官報と同様に)官報に掲載された事項の全部が記載された書面の販売等を行うこととしており、当該期間において、書面により情報の提供を受ける場合と、インターネットを通じて情報の提供を受ける場合とで、提供される情報に差異が生ずることには、慎重な検討が必要であると考えています。
16	公開期間を90日としていますが、破産公告のようなものは30日で十分であり、短縮化してください。	
17	官報に掲載される情報には、個人を特定する情報が多数含まれているところ、電子化されることによって、誰でもダウンロードをして長期間の保存が可能となり、その情報を活用することで半永久的に一般公開することも可能となる。官報掲載にはその目的と予定する効果があるところであるが、その目的と予定する効果を超えるものには、有料、90日間の無料を問わず、一律に制限を設けるべきである。	
18	(90日よりも長期間の閲覧・頒布期間にすべき事案) 会社の組織に関する行為の無効の訴え(会社法第828条)を提起するにあたり、債権者異議公告や、あわせて掲載される計算書類に関する公告(以下「決算公告」という。)等の事項を確認したいというニーズがある中で、90日間という閲覧・頒布期間では十分とはいえない。 他方、決算公告は定時株主総会の終結後遅滞なく行わなければならないところ(会社法第440条第1項)、債権者異議公告に併記される決算公告の事項について、当該決算公告が官報で行われた場合には、その掲載日及び掲載頁を記載するものとされている(会社法第449条第2項第2号、会社計算規則第152条第1号等)。当該決算公告は登記申請の添付書面ではないものの、債権者異議公告を要する合併等の、いわゆる組織再編や資本金の額の減少における債権者異議公告の実施の1年近く前に行われているケースもある。仮に閲覧・頒布期間が90日とした場合には、当該決算公告を確認するために他の手段を講じる必要があり、利便性に欠けるものといえる。 以上を踏まえるとともに、サーバの容量等から安定的に公開を続けるための期間が現時点では1年程度であるといわれていることを勘案すると、閲覧・頒布期間を一律に90日間に限定せずにニーズに応じて個別に設定をすること、もしくは1年程度の期間とすることが相当であると考えます。	閲覧・頒布期間については、報告書案60頁に記載の「一般国民が官報を閲覧し、又は入手し得る仕組みの構築に当たっては、現在の紙の印刷物である官報の場合と同様に、一定期間を通じて、真正な情報が記録された官報を閲覧し、又は入手し得る状態に置く必要がある」との考え方に基づき、様々な事項が掲載された一体のものとしての官報の普及の在り方として、一般国民が官報を閲覧し、又は入手し得るための期間として設定するものです。 その上で、御指摘の「90日よりも長期間の閲覧・頒布期間にすべき事案」に関しては、報告書案64頁の「閲覧・頒布期間終了後に継続して行う情報提供」として国民に情報を提供することとしており、また、その対象については、「国民からの要望を踏まえ、必要がある場合には・・・特定の記事を抽出して情報提供することについて検討を進める」とされているところ、特に御指摘の「決算公告」については、当該情報提供の実施に向けた具体的な検討・調整を進めているところです。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
19	(90日よりも短期間の閲覧・頒布期間にすべき事案) 閲覧・頒布期間を90日間とすることについて、プライバシーの保護の観点からは、必要以上の期間公開することは慎重に考えるべきである。考え方21頁2行目にあるとおり官報に掲載されている事項には多種多様なものがあり、官報に掲載することによって生ずる法的効果、法的意味、その他官報の機能が異なるので、諸法令に合わせた閲覧・頒布期間とすべきである。 考え方60頁24行目で「プライバシーへの配慮の観点等から支障がない場合には」とされており、支障がある場合は90日間の期間に固執すべきではない。またそもそも閲覧・頒布すべき情報であるか否かも精査するべきである。 少なくともプライバシーへの配慮が必要な情報については、考え方61頁23行目以降に記載があるとおり、慎重な検討を行う必要があり、適切な技術を活用するなど、プライバシーへの配慮のための必要な措置をとることも必要であるとする。適切な技術の一例として、プライバシーへの配慮が必要な情報に係る箇所については、一定期間経過後、ウェブ上や端末上で表示することができない仕様にすることや、文字検索をかけることができない措置を施すこと等が挙げられる。	御指摘の「90日よりも短期間の閲覧・頒布期間にすべき事案」に関して、閲覧・頒布期間については、報告書案61頁のとおりプライバシーへの配慮の観点も考慮した上で、一般国民が官報を閲覧し、又は入手し得るための期間として設定し、さらに、報告書案63頁のとおり適宜適切に定められるようにすることとしています。なお、電子化後の官報の発行においては、インターネットを利用することができない者に対する配慮の点から、当該期間と同じ期間、(現在の紙の官報と同様に)官報に掲載された事項の全部が記載された書面の販売等を行うこととしており、当該期間において、書面により情報の提供を受ける場合と、インターネットを通じて情報の提供を受ける場合とで、提供される情報に差異が生ずることには、慎重な検討が必要であると考えています。 なお、御指摘の「閲覧・頒布すべき情報であるか否か」に関して、少なくとも、個別の法令において官報に掲載する旨が規定されている事項については、「閲覧・頒布すべき」事項に当たるものと考えています。 さらに、プライバシーへの配慮のための措置については、報告書案第5章第61頁に「適切な技術を活用するなど、プライバシーへの配慮のための必要な措置をとることも必要である」と記載しているところ、具体的な技術・対策については、いずれか特定の技術・対策だけに依存するのではなく、実態や技術の革新も踏まえ、今後の関連システムの改修等により不断の見直しが必要になるものと考えています。
20	現在の「インターネット版官報」は、本年1月から突然、公開期間を従前の30日から90日に拡大していますが(報告書案62頁)、その理由は、単に「国民の利便性の向上」のためとしか説明されていません。こうして、十分な議論もないまま、「プライバシーへの配慮」という観点からの検討もなく、安易に閲覧・頒布期間を延長することのないようにして下さい。	報告書案61頁～63頁では、閲覧・頒布期間を定めるに当たってプライバシーに配慮すべきことをその理由を含めて明記しています。なお、現在の「インターネット版官報」の公開期間を拡大した趣旨・理由は、報告書案62頁の(参考)に記載しているとおりです。
21	40ページに破産法の記載があるが、債権者の保護が損なわれないように、従前並みの閲覧を可能にして欲しい。	報告書案第5章のⅠの1の(4)に記載のとおり、当分の間は現在の「インターネット版官報」と同様、90日間の閲覧・頒布期間を設けることとしています。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
22	主に消費者問題を被害者の立場で受任している弁護士です。債務整理等も扱っています。債務整理をしていると、この相談者のためには、破産や民事再生という法的手続きを選択することが、相談者の更生に繋がる、と判断できる場合には、破産や民事再生の手続きを勧めます。 その場合、相談者が心配するのは、そのことが誰かに知られないか、悪影響はないかということです。現状、「破産者マップ」が事実として存在しているので、そのことを伝えるべきかどうか、迷います。破産者マップは、官報がネットで検索でき、簡単に作成出来てしまうことから生じる大変大きな問題です。このことが、もっと知られるようになれば、多くの多重債務者は破産を躊躇せざるを得ない、他方、支払い能力がないにもかかわらず、債権者からの支払い請求を受け続けることになります。 その結果、破産はできない、請求は受ける、逃げることもできない状況に追い込まれ、たかだか借金なのに、官報のために自殺に追い込まれる債務者が増えるのではない、という強い危惧を抱いています。債権者も、支払いのできない債務者には破産手続きをとってもらったほうがよいはずです。 官報電子化の基本的な考え方（案）は、このような問題を十分に議論した結果であるのか、極めて疑わしいと思います。 是非、このような負の側面、しかも人の生死に影響するような重大な影響のあることを十分に検討し、配慮して下さい。	官報電子化検討会議においては、官報の発行及び国立印刷局が提供する「官報情報検索サービス」の提供におけるプライバシーへの配慮のための措置について、重要な課題として議論を行ったところであり、報告書案61頁及び65頁において、官報の発行及び「官報情報検索サービス」の提供に当たって、プライバシーへの配慮の観点から適切な措置を講ずる必要があること等を記載しているところであり、官報の電子化に当たっては、こうした基本的考え方に従って具体的な措置を講じてまいります。
23	プライバシーへの配慮については、関連する実務上の課題を承知し、個別の法律の立法などに直接の責任を有する関係省庁において議論すべきです。この報告書において、その基本的な考え方を示すとしても、その内容は慎重に記載すべきです。	今般の議論は、官報の電子化における法制的・実務的な諸課題を検討するとともに、デジタルをいかした業務の効率化、利便性の向上に繋げることを目的としています。なお、従前紙媒体で発行されていた官報の電子化に伴い、官報の発行においてプライバシー配慮のために必要な措置をとることについては、報告書案に明記しているところです。
24	公告はこれまで紙の官報を前提に公告手続きが想定されていたところ、官報を電子化することでプライバシーへの影響は大きくなることから、破産法など官報による公告を定めた根拠法令において、官報公告によることの是非や方法について改めて検討すべきことを明記すべきである。	

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
25	法令の公布等のように、広く一般国民への周知を目的とするものについては、官報を電子化したときも、官報に掲載すべき事項は、従来どおりで差し支えない。しかし、今日のインターネット社会において、個人の住所・氏名等の個人情報を、そのまま電子官報に掲載し、インターネットで公開していくことは、大きな問題があるといわざるを得ないから、一定の範囲の関係者への情報提供を目的とするにすぎない各記事について、電子官報への個人情報の記載は、紙媒体での発行を想定された従来の官報よりも、抑制的であるべきである。 このような観点から、少なくとも、破産公告のように特にセンシティブな情報について、破産者の住所の記載は、せめて市区町村までにとどめるべきである。それでも、利害関係人への告知（手続参加の機会の確保）のためには、さほどの支障はないと考えられるからである。 また、實際上、破産手続における利害関係人の手続参加の機会の確保は、官報公告よりも、個別の通知（破産手続開始通知等）によって図られていたことを踏まえて、この際、個人破産については、官報公告を不要とすること（民事執行の公告のように、裁判所の掲示場への掲示または裁判所設置端末での閲覧にとどめること）も、検討すべきである。	今般の議論は、官報の電子化における法制的・実務的な諸課題を検討するとともに、デジタルをいかした業務の効率化、利便性の向上に繋げることを目的としています。なお、従前紙媒体で発行されていた官報の電子化に伴い、官報の発行においてプライバシー配慮のために必要な措置をとることについては、報告書案に明記しているところです。
26	外国人の帰化を法務大臣が許可した場合には、帰化をする人の氏名（帰化前の本名）、生年月日、住所が官報に告示されることとなっていますが、住所等を記載するかどうかは行政において判断されているようです。 官報の電子化に伴って、プライバシー保護の必要性はさらに高まるわけですので、ヘイトクライムに用いられかねない住所などの情報の記載をやめて、「帰化前の氏名」と「外国人登録番号」で代替するなどの配慮について、ぜひご検討いただければと思います。	
27	とくに、破産者マップにみられるように、故意又は故意と同等といえる重過失により、その目的効果から逸脱し、もはや不当に官報に掲載された情報を利用することに対しては、厳罰を科す規定が必須である。 なお、この厳罰な規定については、国際的枠組みで取り組んでいただき、国外で行う者に対しても直ちに厳罰に処する体制を国際社会と協調し作っていただきたい。 とはいえ、国外犯への規制は次のステップであり、まずは国内犯については必ず盛り込んだ法制度としていただくことを強く要望する。	官報掲載情報の不正な利用を防止する観点から、官報に掲載するウェブサイト、利用に当たった禁止事項等や注意喚起を掲載する必要があると考えています。その上で、これらの禁止事項等のルールをより実効性あるものとして機能させるために必要な措置として、各府省庁の関連法令を含む制度・ルールの普及啓発や適切な執行を引き続き行うことが適当であると考えています。
28	（61頁「(2)プライバシーへの配慮」） 国内外を問わずインターネットの閲覧は可能です。少なくとも日本国内において、禁止事項に反した場合の罰則を設けないと悪用をやめる抑止力にならないので、他の法律との罰則のバランスをとることも必要であると考えますが、検討して欲しい。その前提として、（参考）にある国立印刷局のお願いではなく、法律に明記して欲しい。	
29	プライバシーへの配慮から、「新・破産者マップ」など、現在、官報に掲載された破産者の情報を違法に拡散しているウェブサイトへの対策、措置等を具体的に検討してください。	

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
30	官報掲載事項には多種多様なものがある。法令の公布等のように広く一般国民への周知を目的とするものばかりではなく、所在等が不明な者への通知手段のための公示・公告や、利害関係人への告知のための公告も行われる。相続財産清算人専任の公告や失踪宣告の公告など、個人の住所・氏名等の個人情報が記載されるものも多く、破産公告等のようにセンシティブな情報も掲載されるため、これらの個人情報をそのままインターネットで公開することの問題点と、とるべき対策についても、十分に検討しなければならない。 したがって、プライバシーへの配慮のための対策は、報告書案の「官報電子化に伴い生じ得る課題の対応」(第4章)の中で真正面から取り上げるべき問題であり、第4章では、サイバー攻撃や通信障害への対策とともにプライバシーの問題についても項目を定め、次に述べる「技術の活用」等に関し詳細に言及すべきである。	報告書案第4章では、官報の発行によって生ずる法的効果に直接影響する事項に係る課題に着目し、「改変等の要望のための措置」、「電子官報が発行できない場合の措置」及び「通信障害等が生じた場合の効果の考え方」について、考え方の整理を記載しているところ(御指摘を踏まえ、報告書案(第6回官報電子化検討会議配布資料)第4章の冒頭にその趣旨を追記します)。
31	報告書案は「電子官報の閲覧」に関し「適切な技術を活用するなど、プライバシーの配慮のための必要な措置をとること」を求めているが(報告書案61頁)、不十分であり、より具体化すべきである。 現在のインターネット版官報では、プライバシーの配慮のために、主要検索エンジンの検索対象からウェブサイトを外すよう設定し、「法令」を除く記事を画像処理するなどの施策を行っているところ、今後、電子化された官報についても最低限この程度の配慮は必要不可欠であることを明記すべきである。 また、これらの施策は「新・破産者マップ」のように官報に掲載された個人情報を違法に拡散するウェブサイトの対策にはなり得ていないことを踏まえて、さらに抜本的な対策も必要である。この点、日本弁護士連合会は「公告された破産者情報を含む「本人が破産、民事再生その他の倒産事件に関する手続を行ったこと」に関する情報の拡散を防止する措置を求める意見書」(2020年7月16日)で、プログラム等による自動取得を防止する技術的措置を講ずることを求めている。 単に禁止事項等や注意喚起をホームページに掲載する(報告書案61頁)だけではなく、より実効的な対策として、破産公告等のセンシティブ情報については、かかる技術的措置(1つのIPアドレスから定期的または短期間に膨大な数のリクエストが送信されたときはブロックする、情報を閲覧するために特定の画像や文字列を選択させる(キャプチャ)、ログインした後にのみ情報を表示するなど、WEBスクレイピングを防止するための措置)を講ずることを報告書案に明記すべきである。	前段の御指摘を踏まえ、現在の「インターネット版官報」におけるプライバシー配慮のための取組と少なくとも同程度の取組を、電子化された官報において講ずる必要がある旨を報告書案(第6回官報電子化検討会議配布資料)第5章に追記します。 また、後段の御指摘の「官報に掲載された個人情報を違法に拡散するウェブサイトへの対策」については、報告書案第5章第61頁において「適切な技術を活用するなど、プライバシーへの配慮のための必要な措置をとることも必要である」等と記載しているところ(なお、具体的な技術・対策については、いずれか特定の技術・対策だけに依存するのではなく、実態や技術の革新も踏まえ、今後の関連システムの改修等により不断の見直しが必要になるものと考えています)。
32	官報が電子化されれば、確かに従来より利便性が増しますが、それに反比例してプライバシー侵害のリスクが大きくなります。紙で発行されている官報は、特定の場所でしか販売されておらず、一般人の目に入ることはほぼないと言えますが、電子官報であれば、誰でもどこからでもアクセスできるようになります。その結果、悪用する意図をもって、本来想定される目的外で利用する者が増えるおそれについても検討の必要があります。現に、インターネット版官報の公開後「新・破産者マップ」のような、官報に掲載された破産者の情報を違法に拡散しているウェブサイトが発生していることから、この危険性は明白であると考えます。 報告書案では、「適切な技術を活用するなど、プライバシーへの配慮のための必要な措置をとること」を求めています(p61)、その内容は「どのような技術を用いてどのように問題に対処するか」について、もう少し具体的に記載すべきです。	プライバシーへの配慮のための措置については、報告書案第5章第61頁に「適切な技術を活用するなど、プライバシーへの配慮のための必要な措置をとることも必要である」と記載しているところ、具体的な技術・対策については、いずれか特定の技術・対策だけに依存するのではなく、実態や技術の革新も踏まえ、今後の関連システムの改修等により不断の見直しが必要になるものと考えています。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
33	考え方は個人情報保護について「措置を講ずる」旨のみを言及するが、具体的方策を記載すべきである。とりわけ、裁判所公告中破産、個人再生等倒産手続きを利用した者の個人情報にあたる事項については、電子化せずに紙媒体での記載に留めるか、電子化しても頒布期間内に公官署での閲覧に限る等の措置を講じる旨、明言すべきである。 【理由】 官報電子化は、紙媒体による官報公告とは比較にならないほど広く容易に閲覧可能になることになり、かつ、その情報の集約・加工、検索も容易となる。そのため、倒産手続きをした過去を知られたくないとする多重債務者が倒産手続きをとることを躊躇わせる。また、従前、貸金業者等の限られた業種しか破産者情報を獲得してこなかったところ、その情報の集約・加工、検索が容易になることにより、多業種・他分野で確認が容易になる。これは、多重債務者の経済的更生の機会を確保するという倒産法制の趣旨を没却する。他方、債権者の利益を確保するという公告の趣旨及び債権者の利便性は、従来官報によるというよりは債務者等からの情報提供に委ねる部分が大きく、官報を電子化したとしても、その債権者の利便性に資する程度は小さい。そのため、官報電子化に伴い個人情報を掲載することは、その利益に比べて不利益が圧倒的に大きい。それにもかかわらず、考え方（案）は、その個人情報の重要性について、結局「措置を講じる」というのにとどまり、具体的な方策についての言及が乏しく、個人情報への配慮が不十分である。そして、個人情報が一旦流出した場合にはその回収等、被害の回復が不可能であることに照らすと、その個人情報への配慮は、頒布期間経過後の掲載の制限等で足りるとはいえない。	プライバシーへの配慮のための措置については、報告書案第5章61頁に「適切な技術を活用するなど、プライバシーへの配慮のための必要な措置をとることも必要である」と記載しているところ、具体的な技術・対策については、いずれか特定の技術・対策だけに依存するのではなく、実態や技術の革新も踏まえ、今後の関連システムの改修等により不断の見直しが必要になるものと考えています。
34	法令の公布等のように広く一般国民への周知を目的とする記事については、誰でも容易かつ簡便な検索により閲覧できるようにすることが望ましいから、主要検索エンジンの検索対象とし、テキスト検索もできるようにすべきである。 しかし、一定の範囲の関係者への告知を目的とするにすぎない記事については、公示・公告の範囲を超えて、広く不特定多数人に情報提供する必要はないし、これらの各記事には、個人の住所・氏名等の個人情報も記載されている以上、主要検索エンジンの検索対象から外し、テキスト検索もできないようにすべきである。	御指摘の「主要検索エンジンの検索対象」及び「テキスト検索」に係る設定については、報告書案63頁に現在の「インターネット版官報」における取組を記載しておりますが、少なくとも同程度の取組を、電子化された官報において講ずる必要がある旨を報告書案（第6回官報電子化検討会議配布資料）第5章に追記します。
35	（61頁21行目ほか） 「永続的にインターネットにより公衆の閲覧に供し続けることは、プライバシーへの配慮の観点から望ましくない場合もあり得る」とし、以下各所で同観点を閲覧期間等を考える際の考慮事項としていますが、想定しているらしい「プライバシー問題」の具体的な形が私には見えませんでした。プライバシー侵害や個人情報保護侵害を観念的に捉え、恐れるあまり、公的な情報の開示が損なわれてしまわないか、と懸念します。その懸念を払しょくするためには「プライバシー問題」をもっと具体的に想定し、個別に判断する基準とすることが求められるのではないのでしょうか。	インターネットを通じた閲覧は、紙の閲覧と比較して情報の加工・流用や目的外利用の危険性が高いといった特性があるため、個別の法令に基づき氏名や住所等の個人情報が掲載されることとなる官報は、その発行において、プライバシーへの配慮が必要と考えております（御意見を踏まえ、プライバシーに関する問題について、報告書案（第6回官報電子化検討会議配布資料）第5章にその旨を追記します）。なお、法令（訓令を含む。）等の長期的に公開することが望ましいものについては、閲覧・頒布期間終了後も情報提供を行うこととしています。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
36	ネット化には基本的に反対です。 主に破産者等についての広告に関することですが、誰でも容易に情報の収集が可能になり、破産者マップ等に悪用され、弊害を生む恐れが大きいと思います。 官報の情報は、必要な人が見られるようにすればいいのであって、一般的に容易に閲覧可能にまでする必要はないと思います。現在でも積極的に見たい人には検索は可能であり、それ以上の利便をはかる必要はないと思います。	官報は、国の法令や公示事項を掲載し国民に周知させるための国の公報であり、官報の発行においては、一般国民が官報を閲覧し、又は入手し得る状態に置く必要があるところ、官報の電子化は、これらの閲覧又は入手に係る利便性を向上させることになると考えています。 他方、プライバシーへの配慮について、報告書案では、従前紙媒体で発行されていた官報の電子化に伴い、官報の発行においてプライバシー配慮のために必要な措置をとるべきこと等の考え方について整理しているところです。
37	(61頁「(2) プライバシーへの配慮」) インターネット版官報においては利用禁止事項として「営利を目的として利用する行為」が挙げられている。この禁止事項は、一般にプライバシーの保護に資するものであると考えられる。 しかしながら、官報電子化にあたっては、営利団体（民間企業）が自己の事業活動上の目的（例えば、自らの事業活動に適用される法令等の確認）で官報を利用する行為について許容すべき（一般に、紙の印刷物として発行される官報の利用について正当なものとして許容される目的は、官報電子化でも同様に許容すべき）と考えられるため、プライバシーへの配慮を目的に利用禁止事項を定める場合には、許容すべき行為を過剰に規制しないよう十分に配慮されたい。	官報の発行においてウェブサイトに掲載することとしている禁止事項の具体的な内容については、頂いた御意見も参考に検討してまいります。
38	「官報電子化の基本的考え方（案）」において、電子官報に関する行為主体につき、編集・発行主体については検討されているものの、利用主体については、「インターネットを利用することができない者への配慮」を除き単に「一般国民」又は「国民」として言及されるのみで、章や項レベルでの検討はされていないように見受けられる。 プライバシーへの配慮等の目的から「利用に当たっての禁止事項」を設ける場合、当該禁止事項が（事実上のお願いを超えた）利用規約または契約と解釈されたとすれば、官報の利用を法的に制約することとなり、紙の印刷物としての官報には存在しなかった制約が生じ得る。また、電子官報の利用、とりわけ閲覧が制約されたとすれば、周知擬制の機能の前提条件の充足性に疑義が生じかねないと考えられる。 そのため、どのような主体（属性）、どのような目的の利用であれば、これを許容し、あるいは禁止するのかについて、より深く検討することが必要であると思われる。	

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
2	閲覧・頒布期間終了後に継続して行う情報提供	
39	報告書案(64頁)は「閲覧・頒布期間終了後に継続して行う情報提供」について検討を進めるとするが、少なくとも破産公告等のセンシティブ情報については、すでに公告の本来の目的を終えているにもかかわらず、広く一般に情報提供することは相当でないから、かかる情報提供は、当該事実について一定の利害関係を有する者が利害関係の存在と情報提供の必要性を疎明した場合に限定するか、あるいは個人情報情報を削除した形で行うべきである。国立印刷局が業務として行う情報提供(官報情報検索サービス)についても「過去の官報に掲載された個人情報の検索・利活用の一定の制約」(報告書案65頁)として、同様の措置を講ずるべきである。	閲覧・頒布期間終了後の情報の提供については、報告書案64頁に記載のとおり、法令(訓令を含む。)等の長期的に公開することが望ましいものについて情報提供を行うこととしており、当該情報の提供においては、「必ずしも官報に記載された情報の全部が提供されるわけではなく、プライバシー情報を削除するなどの編集が加えられる」ことを報告書案に記載しているところです。 また、国立印刷局が提供する「官報情報検索サービス」については、報告書案65頁のとおり、その利用状況やニーズを踏まえ、引き続き、国民の利便性の向上に資する目的で国立印刷局が当該サービスを提供するものであるため、かかる観点からはプライバシー情報の削除について慎重な検討が必要であると考えておりますが、いずれにせよ、報告書案65頁において、当該サービスの提供に当たっては、プライバシーへの配慮の観点から適切な措置を講ずる必要があることを記載しているところです。
40	64頁(注1)に「電子署名の仕様上、有効期限(現在の「インターネット版官報」に付与されたものは2年程度)が切れた場合、作成者に係る真正性は確認することはできないが、その情報が改変されたか否かを検知することは可能である。そのため、仮に国立印刷局以外の作成者が作成した電子ファイルがウェブサイトに掲載された場合、改ざん検知やネットワーク上のアクセス検知などにより対応が可能である。」とあるが、技術の進展を考慮の上、断定的な記載は避けるべきである。 【理由】 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号)第6条第4号では「電子証明書の有効期間は、五年を超えないものであること。」と規定されている。 これは、計算機処理能力の向上や暗号解読技術の進歩により、暗号の安全性が低下することが理由であるとされており、今後の技術の進展によっては、当時の電子署名の改ざん検知機能を働かせず、データを改変する行為がなされないとは断言できない。 一般的には、電子証明書の有効期限が切れた場合であっても、改ざん検知機能が働くものであると考えられるが、なお、上記のような懸念も存するため、断定的な記載は避けたほうが望ましいと考える。	御指摘を踏まえ、報告書案(第6回官報電子化検討会議配布資料)の御指摘の箇所の表現ぶりを修正します。
41	「現在の「インターネット版官報」は、記事全体を90日間公開することに加えて、情報提供として、電子署名が付与された平成15年7月15日以降の法令(訓令を含む。)及び平成28年4月1日以降の政府調達の記事を無料で公開している」とされているが、90日を過ぎたものは、告示、国会事項等、閲覧できなくなる項目がある。これらの項目について、有料の「官報情報検索サービス」を契約することなく掲載箇所の確認が可能となるよう配慮していただきたい。	閲覧・頒布期間終了後の情報の提供については、報告書案64頁に記載のとおり、法令(訓令を含む。)等の記事以外で、長期的に公開することが望ましいものについては、「国民からの要望を踏まえ、必要がある場合には、官報の発行に関する事務を実施する機関において、プライバシーへの配慮の観点に留意した上で、特定の記事を抽出して情報提供することについて検討を進めること」としています。頂いた御意見は今後の施策の検討に当たり参考とさせていただきます。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
42	閲覧・頒布期間後の公開に関して、現状は有料の官報情報検索サービスを契約するか、国立国会図書館に出向く必要があり、法令など到達容易性（アクセス性）が強く求められる情報が含まれているにも関わらず、障壁が残されている。 今回示された基本的考え方（案）では、「内閣府又は官報の保存に関する事務を実施する機関において、プライバシーに十分に配慮しつつ、将来的に国立国会図書館が収集・保存している官報情報をインターネットで閲覧できることについて検討を進めることが必要である。」と記載があるものの、その検討期限や開始時期が記載されていない。 公的情報に対する到達容易性を確保するため、早急に検討を進めるべきである。	御意見を踏まえ、関係機関と連携して引き続き検討してまいります。
43	国立国会図書館によるインターネット閲覧サービスについては現在行われている範囲を超える場合には、国立印刷局における有償サービスへの影響や国立印刷局の責任、国立国会図書館における閲覧サービスそのものの有り方についても慎重に検討を行うべきであることを追記していただきたい。報告書が取りまとめられた後で、各省庁と調整をしたら、やはりダメだったということで国民をがっかりさせないでいただきたい。	
II 保存		
44	電磁的方法により発行される官報を永久に保存するという点につき、データの完全性を担保するため、長期署名を施すことや、将来にわたって読込み可能なデータ形式とすることを求める。 ただし、プライバシーへの配慮が必要な事案については、保存の是非について、慎重に検討すべきである。	御指摘については、報告書案67頁において「保存や閲覧等の具体的な方法については、技術の進展に応じた見直しが必要である」と記載しており、この考え方に従って、官報の保存について適切な措置を講じてまいります。 なお、御指摘の「プライバシーへの配慮が必要な事案」については、プライバシーへの配慮の必要性はあると考えられる一方、記録として保存することは必要であると考えています。
45	官報は、法令の公布を担うなど、政府が発行する非常に重要な文書であり、永久に保存することが必要であると考えられるとするが、官報掲載事項は多種多様であり、これらの理由付けがあてはまらないものもあることに留意すべきである。少なくとも、破産公告などのようなセンシティブ情報については、同列には論じられないことを、明記すべきであり、これらは、一定の期間を過ぎれば削除し、保存しないものとすべきである。	御指摘の「破産公告のようなセンシティブ情報」については、官報の保存に当たっては、プライバシーへの配慮の必要性はあると考えられる一方、現行の法制度の下において記録として保存することは必要であると考えています。
III 編集・発行主体		
3 行政執行法人が官報の編集・発行に関する事務を実施すること		
46	官報が、「国の責任の下、継続的に、正確かつ確実に執行されることが必要不可欠な行政活動である」ことは、何ら疑問の余地もないことですが、その目的のために「争議行為の禁止」が作業主体となる組織に重要であるというのは、検討違いではないでしょうか（重要どころか必要だとも思いません）。	法令の公布等に係る官報の発行が、仮に、争議行為を理由として行うことができなかった場合、結果として、法令の公布等が行われず、国民生活に重大な影響を与え得ると考えています。
IV 業務の効率化、利便性の向上等に関する取組		
47	国民の中には、視覚によりその内容の認識が困難である者もいるところ、官報の目的を斟酌すると、その内容を公平に認識できることが望ましい。 そこで、官報の内容を聴覚によって認識できるよう、読上げ機能を付加することが相当であると考えます。	御指摘の点については、電子化後の官報においてプライバシーへの配慮の観点から一部の記事を画像化することから、画像化された記事についての読み上げ機能の付加の方法やその是非についても留意した上で、検討する必要があると考えています。なお、官報の電子化によって、紙媒体を電子媒体に置き換えること（デジタル化：digitization）は、様々なアプリケーションを使用することを通じて読み上げ機能の活用がより容易になる側面があると考えています。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
48	現行制度における官報は縦書きで表記されているところ、登記事項証明書等の多くの文書が横書きを採用していることや、ローマ字等の読みやすさを勘案し、電子官報では横書きでの表記に改めるのが相当であると思料する。また、あわせて、アラビア数字や西暦による表記を認めることも相当であると思料する。	御指摘の点については、官報の電子化において「紙媒体を電子媒体に置き換える観点（デジタイゼーション：digitization）だけでなく、デジタルであることをいかに改善（デジタルイゼーション：digitalization）を通じた、業務の効率化、利便性の更なる向上等（掲載料の見直しを含む。）を図っていくことも重要である」との考え方を報告書案77頁に記載するとともに、官報の電子化に伴う業務の効率化、利便性の向上等を図る取組の進め方として、「まずは、官報の電子化のための法整備を行い、これまで紙の印刷物として発行されてきた官報を電磁的方法により発行すること」とし、「その上で、今後、個別制度の所管官庁での検討を踏まえつつ、関係機関において検討を行い、成案を得たものから順次取組を進めていく、あるいはシステム更改（略）に合わせて総合的な取組を進めること」を報告書案78頁に記載しているところです。
49	現行制度における官報は紙幅の関係から、掲載内容が省略等されている場合がある（決算公告など）。また、法令の改正等に関する事項も読みやすいものとは言い難い。他方、住所情報を用いて、いわゆる「破産者マップ」やこれに類似したサイトが公開されており、プライバシーにも一層の配慮が求められる。 官報の電子化にあたっては、現行制度の紙面を単にデジタルに引き写すのではなく、内容の充実や利用のしやすさ、プライバシーへの配慮等を踏まえたものとするのが相当であると考え。	
50	官報が紙から電子へ移行することとなると、紙という物理的媒体のコストが不要となる。そのため、官報公告掲載料金については、これを引き下げる方向で検討すべきである。	
51	機械の運用による即時英語文章化についても引き続き実施しつつも、その他の言語についても随時機械の活用により翻訳業務についても実施しつつ、正しい情報の発信にご尽力いただきたいです。	
52	現在の「インターネット版官報」については、PDFファイルからテキストをコピー＆ペーストしようとする、コピーできない文字がある、PDFには提示されていない文字がコピーされる、文の順序が入れ替わる、などといった問題が見られます。将来のシステムの改修で、このような情報アクセシビリティの問題が解決された官報が提供されることに期待します。	
53	紙媒体との整合から、pdfでの提供は継続すべきであるが、電子化するのであるから、既存の紙ベースのpdfにたよることをせず、htmlやxmlなど利活用可能な真にDXへの貢献に資するものとすべき。それができないのであれば、あくまでも利便性のための参考情報として、元の文字情報を提供いただきたい。	
54	特定分野に関する情報のプッシュ通知機能を充実すべき。	
55	米国 Federal Register のシステムは、パブコメと官報の機能を一体化したシステムになっており、参考にできる点も多いので研究していただきたい。	
56	現在、官報を紙媒体とインターネットの両方で毎日読んでいる読者です。紙媒体は関心ある官報記事内容について、手元において詳細に確認できるメリットがある一方、かさばるので場所を取るなどのデメリットもありますので、官報電子化にあたり、官報読者に読み易いサービスを前提にした、読み易く、使いやすい官報電子化をお願いしたい。その具体的な内容とは、 1) 現在、インターネット官報は1ページごとしか見えないので、2ページごとの見開き式に変えていただきたい。 2) 各月の目録には、その掲載箇所にすぐアクセスできるリンクを貼って、検索性を向上して欲しい。また、目録内容を一定期間見えるようにしていただきたい。	
57	「法令の立案から官報での公布やその後の利活用を見据えた」一貫した流れを創り上げるために、「官報側」からの論点抽出をもっとすべき（官報に掲載される改正法と、改正後（「溶け込まし」後）の条文をリンクさせるなど）。また、過去の官報掲載データを検索し、集計、分析する機能は産業や学術の発展、取引の効率化に役立つことから、具体的な活用方法を検討していただきたい（利用者、必要性、悪用防止などを審査して提供することや裁判所からの要請に基づく提供など）。	

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
58	官報情報検索サービスについては、その支払について、クレジットカード払いやペイジー払い等で行えるようにしていただきたい（各官報販売所等経由での支払しか行えないのは非常に不便であるので。）。	官報販売所によっては、クレジットカード決済に対応している店舗もありますが、頂いた御意見は国立印刷局に共有し、今後の施策の検討に当たり参考とさせていただきます。
59	インターネットで提供される官報（官報情報検索サービスについて想定）については、大量のダウンロードが行えるようなサービスについても提供していただきたい。個人であっても過去の法令改正や人事等の調査目的で結構な量のダウンロードを行なう事があるので、その様なダウンロード量に耐えられるような、またそのような利用方法を許容するようなコース等を設けていただきたい。	頂いた御意見は国立印刷局に共有し、今後の施策の検討に当たり参考とさせていただきます。
60	行政手続きにおける紙の官報の提出不能を改善した件については、ある程度評価はできるが、法人公告においては、効力発生日の兼ね合いがあり、掲載に時間がかかることの方が、より大きな問題であり経済界の要望であろうと思われる（法人公告の場合では、紙の官報においては紙面の印刷の都合もあってか、本誌・号外と別れており、号外のケースだと入稿から掲載まで10日前後もかかるのが現状である。）。是非とも、電子官報において改善していただきたい。	官報電子化後においても、官報の発行のために引き続き編集、校正作業を行いますので、入稿から掲載までには一定の期間を要するものと考えますが、作成業務の電子化、効率化を進め、入稿から掲載までの所要期間の短縮に向けて検討してまいります。
61	政府調達公告について、条約が変わってしばらくたつのに独立行政法人や国立大学法人の公告が掲載されているのはなぜだろうか。条約では中央省庁以外はそれぞれの機関のホームページ上で公表すれば済むのではないか。官報への掲載料金を考えるとかなりの節約になると思われる。	頂いた御意見は関係機関に共有し、今後の施策の検討に当たり参考とさせていただきます。
62	法令に関してはe-Govへの反映、決算情報に関してはg-BizINFOと連携させるなどし、省庁間でバラバラな告示や通達のデータベースなどと国全体で総合的に制度設計・運用を整合化されるよう、官報電子化以外の分野との協調を推進することを基本的な考え方として確立すべき。	法令に関する官報と他のシステムとの連携に関しては、現在、デジタル臨時行政調査会作業部会法制事務のデジタル化検討チームにおける議論などを踏まえ、検討が行われている状況です。 また、決算公告に関する官報とgBizINFOの連携については既に取り組が行われているところです。
63	株式会社の定款の公告方法はほとんどの企業が「官報」です。会社法では決算公告の公告義務についての規定があり、罰則もあるのだが、ほとんどの企業は掲載していません。 官報への要旨の掲載ではなく、デジタル庁の「g-biz」を利用して企業から提出された決算書をそのまま掲載することになれば多少は費用もかからなくなるのではないのでしょうか。	このように、官報と官報以外のシステム等との連携については重要な課題であると認識しており、頂いた御意見は今後の施策の検討に当たり参考とさせていただきます。
64	「国立印刷局は、「官報情報検索サービス」の提供に当たり、無料版にはない機能（冊子横断的な検索機能等）の提供等に要する経費について、負担の公平性を図る観点等から、引き続き利用者に相応の負担を求めることとする。」とあるが、官報が有している「国の法令や公示事項を掲載し国民に周知させるための国の公報として」の意義・役割をさらに推進するためにも、今般の官報電子化においては是非無料化するよう改めて検討頂きたい。	「官報情報検索サービス」に関する考え方については報告書案に記載のとおりですが、頂いた御意見も参考に、無料である官報の発行において検索機能等の利便性の向上を図るなどの検討をしてまいります。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
65	(78頁9～21行目) 2つの「○」で始まる、本「考え方」全体の結論的な記述自体には、異論を唱えるものではありません。実際の時間的優先度から言って、書かれている手順で検討・実施がされていくべきと思われます。ただ、2つめの「○」の叙述内容は、もっと当事者意識の高い、具体性を持った言及がされるべきではないでしょうか。また、「国民に周知させるため」という目的意識の根底にあるものは何でしょうか。効果的で効率的な行政・政策実行のためでしょうか。それ自体を否定はしませんが、さらに根本的なこととして「法（情報）は誰のものか」という問題意識を持つことではないでしょうか。ちなみに「法は民のもの」とあるということは、既に社会で共有されている認識だと思われます。	頂いた御意見は今後の施策の検討に当たり参考とさせていただきます。
66	(78頁19行目) 「機械可読なデータ構造の実現」を「情報アクセシビリティを考慮した機械可読なデータ構造の実現」のように、単語「アクセシビリティ」を含めた修正をすることを提案します。 【理由】 デジタル社会の実現に向けた重点計画（2023年6月9日閣議決定）の「第3-2 各分野における基本的な施策」「3. アクセシビリティの確保」「（2）デジタル機器・サービスに係るアクセシビリティ環境の整備」では、「2021年度（令和3年度）以降、政府等の公的機関のウェブアクセシビリティの確保の取組を強化する。」ことを掲げています。ウェブアクセシビリティを含む情報アクセシビリティは、「官報電子化の基本的考え方（案）」の16ページ（参考）デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）の第八条を実現するにあたって、重要な考え方であると捉えています。機械可読性を高めることは情報アクセシビリティの向上にもつながりますので、上記の提案をしました。	御指摘を踏まえ、報告書案（第6回官報電子化検討会議配布資料）第5章に追記します。
その他		
67	官報については、図書館法第九条において「公の出版物の収集」として、「都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の要に供せられる独立行政法人国立印刷局の印刷物を二部提供するものとする」の定めがある。官報の電子化によって、図書館法の規定との整合性がなくなるとみられるが、これをどのように考えるのか。	図書館法の所管省庁とも連携し、対応を検討してまいります。
68	合併公告等債権者保護公告を官報に掲載する場合、定款の公告方法が官報の会社が、『債権者への個別催告』を省略出来るようにしてほしい。 【理由】 1. 会社の公告方法として「電子公告」が追加された時、調査機関のチェックを受ければ、債権者への個別催告は不要となりました。 2. 日刊新聞紙（現状8割が日刊工業新聞 当初は日経・読売・朝日・毎日・産経 新聞等を想定していたのではないのでしょうか）は、インターネット上の官報公告閲覧より債権者の閲覧数は少なくなると思います。 3. 電子官報は政府が「内容の正確さ及び継続性」を担保する事となり、電子公告に対する民間会社のチェックと比べても信頼性は高くなります。 4. 電子官報の無料記事検索が始まれば、簡単に該当公告にたどりつけます。 以上のことから、電子官報は「信頼性・閲覧の利便性」とも、どの媒体より高くなると考えます。そのため他の媒体と同様、官報公告のみで個別催告を省略して良いと思いました。	今般の議論は、官報の電子化における法制的・実務的な諸課題を検討するとともに、デジタルをいかした業務の効率化、利便性の向上に繋げることを目的としています。内閣府としては、官報の発行において、御指摘のような「内容の正確さ及び継続性」、「信頼性・閲覧の利便性」の確保に取り組んでまいります。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
69	1. アクセス性の向上 インターネットを利用することで、発行地や時間に縛られずに、誰でもいつでも情報を入手することが可能になり、官報情報を基礎とした民主的な社会の実現に寄与することが評価できます。 2. 利便性の強化 電子化により、情報の検索や保存、共有が容易になり、紙の消耗を抑えることで環境に配慮した形で情報の流通が可能となる点も評価できます。 3. セキュリティ対策の強化 サイバーセキュリティ対策、改変検知のための電子署名やタイムスタンプの利用が検討されていることにより、信頼性の高い情報提供が可能となり、生じうる懸念について適切な対応が提唱されていると評価できます。 4. 万が一の障害に対する対策 通信障害やシステム障害が発生した場合でも、書面版官報の発行を含む適切な代替措置が講じられることにより、重要な公的情報の提供が中断することがないように配慮されており、リスクマネジメントの観点からも高く評価できます。	御賛同意見として承ります。
70	基本的な考え方について賛成である。 紙官報発行に膨大なコストがかかっている、紙官報を全面廃止し、電子官報（PDFファイル（電子署名付））を正本とすることに賛成する。 官報は印刷局の東京工場でのみ印刷されていて、翌日分を印刷して、発行日当日に全国の販売所に午前8時半までに届くようになっているが、その輸送コストが膨大にかかっていると思われる。 官報の購読料は月1,641円であるが、1ヶ月分の頁数は相当な量であり、内閣府から多額の委託料が支払われていないと、印刷局では赤字になると推測される。 また、定期購読数が5,450部との記載があり、紙官報は毎年発行数が減っていると推測される。 官報購読者にわずかの料金を加算するだけで官報検索サービス(有料)を利用できるため、すでに現時点でも官報の正本は電子官報で何ら問題がないと考えます。	御賛同意見として承ります。
71	官報のPDFファイル（電子署名付）を商業登記に利用できるようになったのは、私個人の念願の夢であった。 電子官報の場合、発行日より2年以上の有効期間の電子署名がついているため、利便性が向上しました。 電子版官報が正本になること及び「官報記録事項記載書面」請求ができることは大きな進歩です。	御賛同意見として承ります。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
72	官報電子化にあたり、これまで官報が果たしてきた意義・役割をあらためて整理・認識しつつ、「正本機能」の安定した確保を最重要事項としたうえで、新たな官報のあり方を志向している本「考え方」の公表は、全体として概ね妥当な内容となっていると考えます。 官報からさらにどのように情報提供等の行政サービスにつなげるか、本「考え方」の本文末尾で言及してはいるものの、「官報電子化」という課題の機会を借りて、この点についてもっと積極的に提言してほしかったと思う次第です。	官報の電子化において「紙媒体を電子媒体に置き換える観点（デジタル化：digitization）だけでなく、デジタルであることをいかした改善（デジタルイゼーション：digitalization）を通じた、業務の効率化、利便性の更なる向上等（掲載料の見直しを含む。）を図っていくことも重要である」との考え方を報告書案77頁に記載しているところですが、御指摘の「官報からさらにどのように情報提供等の行政サービスにつなげるか」については、引き続き関係省庁と連携して取り組んでまいります。
73	82頁（大石眞先生「公布制度の考え方」中、「5 今後の課題」） この中で指摘された、ひとつめの「◇」及び4つめの「◇」は、いずれも極めて重要な「課題」であると私は認識していますが、これら2点について、本「考え方」は全く言及していないように思われます。ちなみに大石氏の指摘されたこの2点は、何も突飛な発言などではなく、法情報に何らかの形で携わる者たちの中では常識化されている事柄と考えられます。 この国の法情報のあるべき姿は何か。官報の電子化を契機とし、また当面の優先課題としつつも、上記2課題に「自分事」として抱える姿勢が問われるのではないかと考える次第です。	大石眞京都大学名誉教授から示された御指摘の「課題」については、これまでに様々な見解が示されていることは承知しておりますが、官報電子化検討会議としては、紙で発行されてきた官報を電子化することに伴う法制的・実務的課題に焦点を当てて検討を行ってきたところです。
74	官報の電子化に賛成です。 2005年にパブコメを導入した際にインターネットの普及率がほぼ100%だからという理由でパブコメはインターネットを通じて行うという仕組みにしてから18年以上も経って官報の電子化を検討するなんて対応が遅すぎます。 「官報電子化の基本的考え方（案）」を読みましたが、ただ官報を電子化するだけで約90ページも検討しているのに驚きました。官報に掲載する内容、官報をオープンにするタイミング、インターネットを利用できない人への配慮、インターネットが災害などで使えない場合の対応など、すべて当たり前のことしか書いていません。これで残業代が発生していたら税金の無駄です。 次の国会に速やかに法案を提出して、官報を電子化して、周回遅れの日本の行政のデジタル化を一刻も早く進めてください。	御賛同意見として承ります。